

## ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	10:00～16:00
*法律相談	毎月第2金曜	

◇9・11月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

\*法律相談は予約制。月初めから受付。

無料で相談は一人1回です。

## 行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二  
(忠海中町) ☎ 26-0607

## 県民相談

日時 毎週水曜日 9時15分～12時、13時～16時 場所 広島県東広島庁舎1階(東広島市西条昭和町13-10)

問い合わせ 西部地域県民相談室東広島支所 ☎ 082-422-6911

## 地域包括支援センター

相談内容	曜日	時間
高齢者 総合相談	月～金	8:30～17:30 (土・日曜日は、要望により対応)
介護家族 相談会	偶数月の 第3火曜日	13:30～15:00

場所 ふくしの駅(中央3-13-5)

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

## いのちのホットライン竹原

場所 たけはらふれあい館

(中央二丁目4-3) 9時～18時

問い合わせ いのちのホットライン竹原

☎ 22-9102

## 出張年金相談日

日時 9月11日(水) 10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

## 特設登記・人権相談所

日時 9月19日(木) 10時～12時、13時～15時

場所 人権センター

問い合わせ 広島法務局東広島支局 ☎ 082-423-7707

## 還付金詐欺に警戒を!

市内で、市役所職員を名乗り、「医療費や年金の還付金があるので、携帯電話とキャッシュカードを持ってATMへ行ってください。」と言って、お金を振り込ませようとする詐欺が連続で発生しています。

「携帯電話を持ってATMへ」という電話は詐欺です。ATMの操作で還付金が返還されることは、絶対にありません。お金をすぐに振り込まず、家族や知り合いに相談しましょう。怪しい電話があった場合は、すぐに110番通報をしてください。

## 問い合わせ

まちづくり推進課生活環境係

☎ 22-2279

竹原警察署

☎ 22-0110



## 消費生活相談室便り

「消費者トラブル解決」をうたう探偵業者にご注意を!

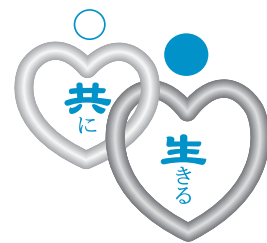
## 相談内容

過去に未公開株を購入したが、いまだに上場していない。せめて元金だけでも取り返せないかと思っていたところ、あるボランティア団体から電話があり、代わりに未公開株代金の返還請求をしてくれる探偵事務所があると紹介された。そこへ電話すると手続き費用として10万円、弁護士費用として50万円が必要という。多少不審に思うのだが大丈夫だろうか。

## アドバイス

近年、過去にあった消費者トラブルを解決する、という探偵業者に関する相談が寄せられています。最近では、ボランティアやNPO法人を名乗る団体からの電話、インターネットで見つけた無料相談などから探偵業者を紹介されてトラブルになるケースもあります。そもそも探偵業者は、返還請求や解約交渉を行うことはできません。また契約にあたっては契約書面等の交付、重要事項の説明も義務付けられており、電話やメールだけで簡単に被害回復ができる、などという説明や広告はうのみにしないように気をつけましょう。

相談窓口 消費生活相談室 ☎ 22-6965



# 職場の パワーハラスメント

## なぜ、今、パワーハラスメント対策？

人は他者と関わり合いながら生きています。そして、職場は、人生において多くの時間を過ごす場所です。

ところが、職場において、暴力、暴言、脅迫や仲間外れといった、いじめ行為が行われ、このような問題に悩む人が増えています。

都道府県労働局に寄せられる「いじめ・嫌がらせ」に関する相談は近年急速に増加しており、「パワーハラスメント」は今、大きな社会問題になっています。

職場のパワーハラスメントは、組織の活力に影響を及ぼすだけでなく、働く人の誰もが当事者になり得る問題です。仕事という名目

をかさに人格を傷つけられたり、仕事への意欲や自信を喪失したり、時には心身の健康や命すら危険にさらされるような行為は、決してあってはならない行為です。

## パワーハラスメントとは

「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」をパワーハラスメントといいます。

上司から部下への行為に限ったものではなく、先輩・後輩や同僚間などの様々な「優位性」を背景に行われるものも含まれます。さらに、部下から上司に対して行われるものもあります。

## 職場のパワーハラスメントの典型的な行為類型

- ① 暴行・傷害（身体的攻撃）
- ② 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）
- ③ 隔離・仲間外れ・無視（人間関係からの切り離し）
- ④ 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）
- ⑤ 業務上の合理性なく、能力や経

験とかげ離れた仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）

⑥ 私的なことに過度に立ち入ること（プライバシーの侵害）

## 職場の活力向上のために

職場のパワーハラスメントは、当事者間だけの問題ではありません。周囲の人たちが行為を見たり、聞いたりすることで仕事への意欲が低下し、職場全体の生産性にも悪影響を及ぼす可能性があります。

職場のパワーハラスメントの予防・解決に取り組む意義は、単に悪い影響や損失を回避するだけではなく、そこで働く一人ひとりの尊厳や人格が尊重される職場づくりは、職場の活力、仕事に対する意欲、職場全体の生産性などを向上させることにも役立ちます。

パワーハラスメントは自分たちとは関係ない、取組みが難しい、メリットがないなどと考えるのではなく、まずは、適切な窓口に相談することが重要です。

## 何から始めるか

職場のパワーハラスメント対策の本質は、職場の一人ひとりが、自分も相手も、等しく、不当に傷

つけられてはならない尊厳や人格を持った存在であることを認識したうえで、それぞれ価値観、立場、能力などといった違いを認めて、互いを受け止め、その人格を尊重し合うことです。



**全国一斉！法務局休日相談所**

日時 10月6日（日）10時～15時

場所 広島法務局東広島支局  
(東広島市西条朝日町9番11号)

相談内容 登記、境界、遺言、戸籍、供託、人権（無料相談、秘密厳守）

相談員 法務局職員、司法書士、土地家屋調査士、公証人、人権擁護委員

問い合わせ 広島法務局東広島支局  
☎ 082-423-7707